

林野火災注意報・警報の発令基準

林野火災注意報	林野火災警報
①前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下 + 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下 または ②前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下 + 乾燥注意報 または ③その他市長が認めるとき	林野火災注意報の発令 + 強風注意報の発表

※七尾鹿島消防本部では、林野火災注意報・警報の発令を「通年」で行います。

林野火災は一人一人の注意で予防できます

林野火災の原因は人的要因が多くを占めます。このため、大部分は一人一人が注意することで防ぐことができます。

石川県では、これから5月頃まで、降水量が少なくなり山林の地表や落ち葉なども乾燥するため、林野火災の危険性が最も高まります。

日頃から注意報や警報の発令状況に気を配り、生活の安全を守りましょう。



問 七尾鹿島消防本部 予防課 ☎53-1016

たき火をするときは、消防署への事前届け出が必要です

令和8年1月1日から、たき火を行う場合も「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生のおそれのある行為の届出書」の事前の届け出が必要となりました。

これは、消防自らが火災と誤認することや一般市民からの誤報によって、消防が出動してしまい、計画的な警備体制に混乱が生じることを防ぐためです。

まずは最寄りの消防署へご相談ください。

問 七尾消防署 ☎53-1030  
 問 灘浦分遣所 ☎59-1190  
 問 能登島分遣所 ☎84-0119

問 和倉消防署 ☎62-0119  
 問 中島分遣所 ☎66-0119



防ごう 林野火災！

林野火災注意報

林野火災警報

の運用が始まりました



相次ぐ大規模な林野火災の教訓を踏まえて

例年、冬から春にかけては、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。昨年の2月から3月には、大船渡市(岩手県)など全国各地で、大規模な林野火災(山火事)が相次いで発生しました。

このことを受け、消防庁では新たに「林野火災注意報」「林野火災警報」を創設しました。令和8年1月から全国の多くの自治体とともに、七尾市でも運用が始まっています。

林野火災の原因

林野火災の多くは、たき火やたばこの不始末などの火の不注意な取り扱いが原因です。最初は小さな火でも、気象や環境によって、急激に火が広がり被害が大きくなります。火の取り扱いには、十分な注意をお願いします。

次の行為は **林野火災注意報** が出たら、**注意！**  
**林野火災警報** が出たら、**禁止！**



たき火



可燃物の近くでたばこ



山林でたばこ



花火



山林などで火入れ※

※火入れとは  
 ・造林のための地ごしらえ  
 ・開墾準備  
 ・害虫駆除  
 ・焼き畑など